

第12回 いわきビジネスプランコンテスト キックオフ説明会

第12回いわきビジネスプランコンテスト事務局
2012/5/17

主催

- 社会起業インキュベーション
いわきビジネスプランコンテスト実行委員会

福島県いわき地方振興局	福島県中小企業団体中央会	いわき信用組合
福島県ハイテクプラザ いわき技術支援センター	いわき明星大学	東洋システム株式会社
いわき市	東日本国際大学	株式会社 システムフォワード
いわき商工会議所	福島工業高等専門学校	株式会社不二代建設
公益財団法人 福島県産業振興センター	ひまわり信用金庫	いわきリエゾンオフィス 企業組合

後援

福島民報社

福島民友新聞社

いわき民報社

FM いわき

社団法人いわき産学官ネットワーク協会

いわき地区NPO ネットワーク

運営事務局

- 応募先・問合せ・事務局／いわきリエゾンオフィス企業組合
 - 〒970-8026 いわき市平字作町2-1-9 エスビル2F
 - TEL: 0246-35-1430
 - FAX: 0246-35-1431
 - Mail: info@ibpc.jp
- 担当：事務局長 佐藤フロンズ
事務局長次長 竹田洋一

第12回

いわきビジネスプランコンテストについて

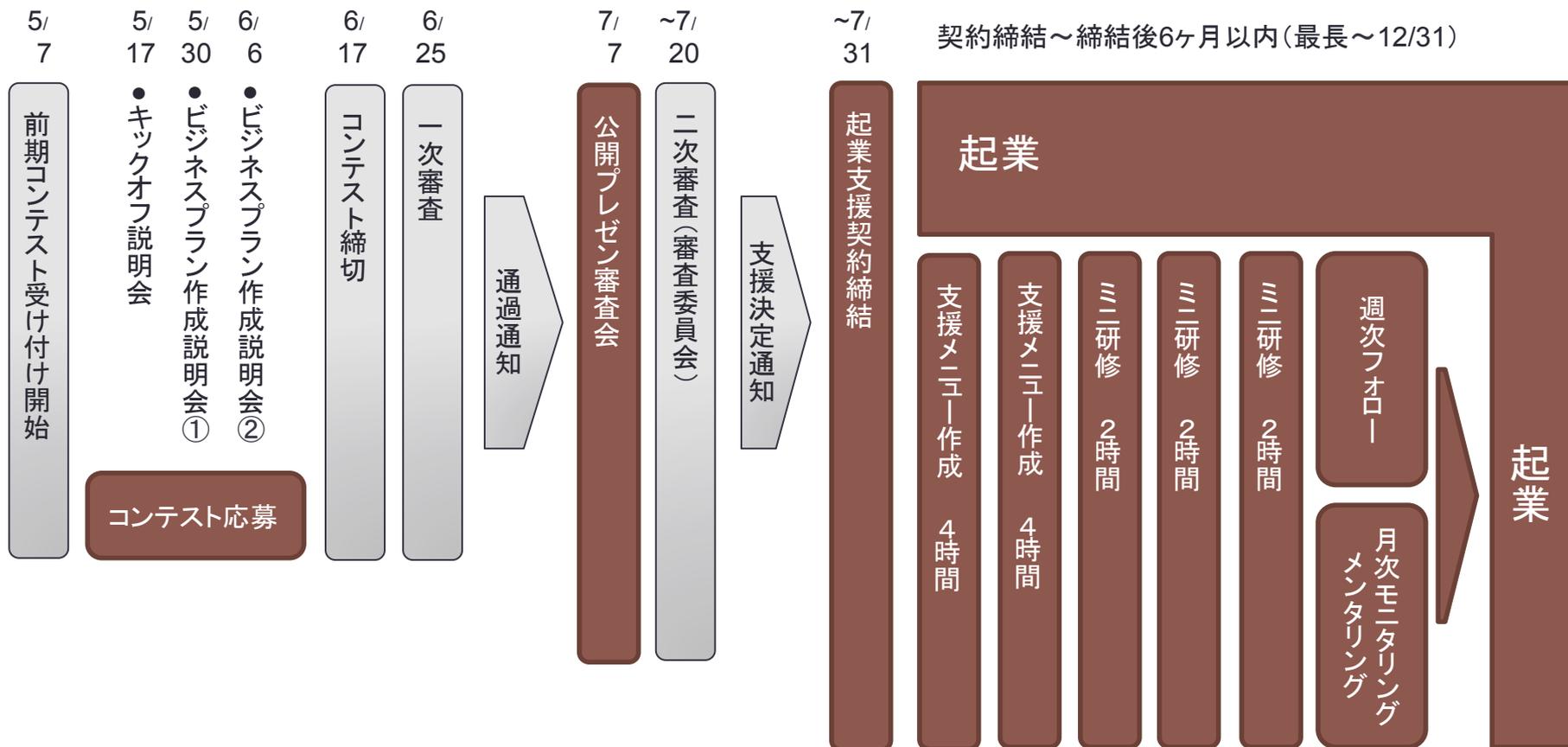
求む！地域の課題を解決するビジネス

あなたのビジネスで被災地いわきの地域課題を解決して下さい！

コンテストの概要

- 求む！地域の課題を解決するビジネス
あなたのビジネスで被災地いわきの地域課題を解決して下さい！
- 内閣府 復興支援型地域社会雇用創造事業
- 社会的起業家30名を創出
- ビジネスプランコンテストでの優秀者30名を起業支援対象者として選定し、最大260万円の資金援助と専門家による起業までのサポートを行います。
- ビジネスプランコンテストは2回行われます。

コンテスト～事業支援・起業までの流れ



コンテスト審査 一次審査

- 応募のあったビジネスプランについて1次審査(書類)を実施します。
- 1次審査は、応募内容が募集要項を満たしているかを中心に事務局にてスクリーニングを実施します。

コンテスト審査 二次審査

- **二次審査(公開プレゼン審査)**
 - 7月7日(土) 9:00~19:00
 - LATOV 6階いわき産業創造館 会議室1
 - 一般参加あり
- 応募内容の10分間プレゼンテーション審査を実施します
- 審査にあたっては「社会性」「新規性」「事業性」「雇用創出効果」「その他」の項目による起業支援対象者選定基準に基づいて審査委員が行うものとします。
- 応募者は原則として公開審査に参加します。

審査の公表

- 審査結果の公表
 - 審査委員会の終了後、審査結果等をホームページで公開します。
- 審査委員の構成
 - 公開審査当日まで非公開とします。
 - 審査終了後、ホームページにて公開します。

起業支援について

起業支援の実施内容

- 起業支援対象者には、最大260万円の起業支援金が交付されます。
- 専門家より起業支援サポートが与えられます。
- 借入が必要な場合は、ひまわり信用金庫、いわき信用組合などの金融機関を斡旋します。
- 起業支援期間は、起業支援契約締結日から6ヶ月間とします。

起業支援の対象となる経費

起業支援の対象となる経費

人件費

謝金

旅費交通費

備品費

消耗品費

印刷製本費

通信運搬費

借料及び損料

会議費

委託費

交付対象となるのは事業の実施に必要と認められる必要最小限の経費となります(上限260万円)。

1. 起業事業の実施に必要最小限の経費
2. 起業支援期間内に契約、取得、支払いまで完了する経費
3. 対象経費(使途、単価、規模)が証拠書類等に基づき確認可能であり、かつ起業の事業に係るものとして明確な経費
4. 財産を取得する場合は所有権が事業者に帰属する経費であり、1件50万円未満の経費

起業支援金の交付について

- 交付対象となるのは事業の実施に必要と認められる必要最小限の経費となります(上限260万円)。
 - 起業支援の経費の対象となる経費は、人件費、謝金、旅費交通費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、委託費となります。
- 起業支援対象者は、起業支援契約締結時に起業支援の経費の支出計画及び明細について記載した事業実施計画書をいわきリエゾンオフィス企業組合に提出してください。
- 起業支援対象者は、起業支援金にかかる支出等を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該支出等についての証憑類(領収書等経費の支出を証する書類)を整理し、いわきリエゾンオフィス企業組合の求めに応じて適時提出できるようにしておく必要があります。
- 起業支援対象者は、起業支援期間終了後20日以内に、起業状況、起業支援経費支出内訳及び証憑類を含む実績報告書を作成して、いわきリエゾンオフィス企業組合に提出してください。起業支援金の金額は実績報告書の内容を精査のうえ確定し、260万円を上限として支払います。
- 前項の規定によらず、起業支援対象者は、概算払請求金額の算出内訳及び概算払いを必要とする理由を付した概算払請求書を提出することにより、概算払を請求することができます。ただし、概算払により支給を受けた金額が、前項の規定により確定した金額を超えるときは、その超える金額についていわきリエゾンオフィス企業組合に返還する必要があります。

起業支援サポートについて

- 支援期間 契約締結後6ヶ月

- 支援内容

起業支援対象者には、インキュベーション事業コンサルチームによる起業支援サポートを実施します。具体的には、起業支援対象者に対して担当コンサルを指名し、次の支援メニューを展開します。

- ①起業ゼミ形式で各人の支援スケジュールの策定
- ②事業化、マーケティング、企業化などのミニ研修を開催
- ③各人に合わせて定期的面談等による事業立上げのモニタリングやアドバイスなど起業のサポートを実施
- ④対面に加え、電話やメール、Webなどを通じての相談を随時実施
- ⑤必要に応じて税理士や社労士などの専門家による支援を受付

①起業ゼミ	5人1グループのゼミ形式で、専門家の指導により支援メニューを作成する。	4時間×2回
②ミニ研修	事業化、マーケティング、企業化、法人設立について	2時間×3回
③起業サポート	週次フォロー	4時間×6回
	月次モニタリング	

応募方法・応募先

- 規定の応募用紙をホームページからダウンロードして、必要事項を記載してメール添付で事務局へ提出します
- 提出方法は原則としてメール添付となります。その他の方法で提出する場合は、事前に事務局にご相談ください。
- 提出先は、実行委員会事務局のいわきリエゾンオフィス企業組合とします。
- ホームページ：<http://www.ibpc.jp/>
- メールアドレス：info@ibpc.jp



応募資格

- 1) いわき市在住の人
- 2) いわき市内の企業や店舗に勤務している人、学校で学んでいる人
- 3) 自分のアイデアやプランで、いわき市内で創業・起業を予定している人
- 4) 上記(1)～(3)までの人を中心とした団体・グループ・企業・NPO 法人など
- 5) いわき市内に登録している起業・組合・NPO 法人・社団・財団など
- 6) 既存企業で新規に社会的事業を立ち上げる予定の事業所

※ 応募資格に関する不明点については、事務局まで問合せしてください。

応募上の注意点(1)

- 規定の応募用紙以外の書式では、受付しません。別添の参考資料、図、写真などは受け付けませんのでご注意ください。
- 手書きの応募用紙は原則として受け付けません。
- 応募用紙は返却しません。控えなどは、応募者の責任で取っておいてください。
- 応募期間中であれば、応募用紙の差し替えは認めます。新しい応募用紙を提出してください。古い応募用紙は事務局で破棄します。何ページ目のどこを修正してくださいという依頼は受け付けできませんので、応募用紙をすべて出しなおしてください。
- 応募内容に含まれる特許権などの知的所有権は応募者に帰属します。その場合はそのことを明示してください。
- 応募内容、および応募者の秘密は厳守します。ただし、特別なノウハウや機密事項については、特許などの法的保護を、応募者の責任であらかじめ処置してください。その場合は、そのことを明示してください。
- 支援対象となった場合は、「応募者名」「プラン名」「応募概要」を公表します。マスコミにプレスリリースしますので、新聞などに掲載される場合もあります。あらかじめ承知の上、応募してください。

応募上の注意点(2)

- 「応募概要」は、応募用紙の書式に基づき、応募者本人が記載してください。
- 匿名や仮の名前、ペンネーム、雅号での応募はできません。
- 住所が特定できない場合は、応募することができません。
- 企業・組合・特定非営利活動法人(NPO 法人)、グループやサークルなどでの応募もできます。その場合は、団体の代表者を応募者とします。
- 必要に応じて、住民票や登記簿謄本、定款や会則を提出していただく場合もあります。
- 審査方法、および審査結果の個別の問合せについては一切お答えできません。ただし、審査基準とその内容については、ホームページで公表します。
- 提案したビジネスプランの内容が、実質的に既存事業の振替と判断される場合又は建設・土木事業を起業の対象とする場合は、起業支援対象者として選定しません。
- 既に他の事業者が実施している「復興支援型地域社会雇用創造事業」の起業支援対象者となっている場合、本事業に応募することはできません。
- その他、不明点は事務局へ問い合わせてください。問合せは原則としてメールかファックスを利用してください。

お問合せ先

- 応募先・問合せ・事務局／いわきリエゾンオフィス企業組合
 - 〒970-8026 いわき市平字作町2-1-9 エスビル2F
 - TEL: 0246-35-1430
 - FAX: 0246-35-1431
 - Mail: info@ibpc.jp